

【結婚新生活支援補助金】

新婚さんの新生活応援します

町では、結婚して町内で新生活を始める新婚世帯に、新居の購入費やリフォーム費用、家賃、引越費用の一部を補助します。

○対象

次のすべての要件を満たす新婚世帯

- ①令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理され、令和4年1月1日から令和5年3月31日までに町内に転入又は転居した新婚世帯
- ②夫婦の令和3年分（令和4年4月から5月までに申請する場合は令和2年分）の所得額の合計額が400万円未満であること
※夫婦の双方又は一方が離職した場合、離職した方の所得額は含まない。
※夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金を返済している場合、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- ③夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ④補助金の申請及び交付の日において町内に居住していること
- ⑤他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していないこと

○対象経費

新婚世帯が町内で住宅を購入、リフォーム又は賃借するための費用及び引越費用で、令和4年1月1日から令和5年3月31日までに生じ、支払いが済んでいるものの合計額とします。ただし、住居費については、補助金の申請日において現に居住している住宅に係る費用に限ります。

- ①住居費：住宅の購入費、住宅のリフォーム費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- ②引越費用：引越業者や運送業者に支払った費用

○補助金額

一世帯上限30万円まで



☆裏面に続く☆

○申請方法

令和5年3月31日までに子育て支援課へ申請

○提出書類

①補助金交付申請書

②婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

③令和3年分の所得証明書（ご夫婦2人分）

※令和4年4月から5月までに申請する場合は令和2年分の所得証明書

④住居費用の領収書の写し

⑤引越費用の領収書の写し

⑥住宅の売買契約書又は住宅のリフォーム工事請負書又は住宅物件の賃貸借積書又は賃貸借契約書の写し

⑦住宅手当支給証明書（給与所得の方全員分）

⑧貸与型奨学金を返済したことがわかる書類

⑨離職又は退職したことがわかる書類（離職、退職している場合）

⑩補助金交付請求書（日付記入不要） ※通帳の写しを添付

※④～⑨については該当する場合のみ提出してください。

- ・申請書等は町HPからダウンロードできるほか、子育て支援課で配布しています。
- ・対象要件の確認等、お気軽にお問合せください。



○お問合せ・申請先

那珂川町子育て支援課

TEL：0287-92-1115

E-mail：kosodate@town.tochigi-nakagawa.lg.jp